

# 大阪医療機器協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪医療機器協会(英文 OSAKA MEDICAL INSTRUMENTS ASSOCIATION)、省略(O. M. I)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪市内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡、啓発および親睦に務め、かつ共通の利益を増進して業界の発展と結束をはかり、もって国民の医療福祉に貢献することを目的とする。

(上部団体)

第4条 本会は、日本医療機器販売協会と日本医用機器工業会に参画し、加盟団体と協力してその目的を達成するものとする。

(規約)

第5条 本会の組織、運営等に関して必要あるときは、規約を制定することができる。

## 第2章 事業

(事業)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 学会等における会員の取り扱い製品に関する展示および出刷物配布
- (2) 会員および従業員の資質向上発展に寄与する研修会、講演会等
- (3) 会員相互の情報交換および親睦
- (4) 関係官庁およびその他の団体からの通達、通知等会員に対する伝達および周知徹底
- (5) 関係官庁およびその他の団体からの諮問、依頼等に対する答申、建議または具申
- (6) その他、目的達成に必要な事項

## 第3章 会員

(会員の資格)

第 7 条 会員は、医療用具もしくは関連する機器の製造、輸入または販売を営む者をもって組織する。

(加入)

第 8 条 本会に新規加入する者は、会員 2 名の紹介により所定の入会申込書及び経歴書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 前項の承認で入会が決定した者は、所定の入会金を納入しなければならない。

3. 但し、適当な会員 2 名の紹介がない場合は、登記簿謄本を提出し、会社の状況を報告して理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 9 条 会員は、別に定める規定に基づいて会費を納入するものとする。

2. 本会は、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

(会員の権利)

第 10 条 会員は、総会において議決権を行使し、本会の業務運営に対し意見を述べかつ説明を求めることができる。

2. 会員の総会における議決権は、1 会員につき 1 個とする。

(会員の義務)

第 11 条 会員は、本会則ならびにいい総会および理事会の議決事項を遵守しなければならない。

2. 会員は、届出事項に変更が生じたときは、すみやかに届けでなければならない。既既既既既既既

(脱会と除名)

第 12 条 会員は、脱会する月の 30 日前までに書面により予告して脱会することができる。ただし脱会届出月までの会費を納入しなければならない。

2. 本会は、次の各号の 1 に核当する会員を理事会の議決を経て除名することができる。

(1) 本会の会則または議決事項に違反したとき

(2) 本会の名誉を著しく傷つけまたは損害を与えたとき

(3) 本会の会費を 6 ヶ月以上滞納し、納入の意志なきと認められたとき

(4) その他理事会において認めたとき

(納入金の返還)

第13条 会員が退会または除名のときは、理由の如何を問わ既納の会費およびその他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

#### 第4章 理事、名誉会員、顧問、相談役

第14条 本会に下記役員を置く。

理事 25名以内

第15条 理事は、総会において会員または会員企業のうちから選出する。その選出方法は、総会議長の指名する選考委員若干名により選考し、総会の議決により選任する。

2. 理事長、副理事長、会計理事および監查理事は理事の互選とする。

3. 理事長(会長)1名、副理事長(副会長)5名以内、会計理事1名、監查理事2名

4. 理事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

5. 理事に欠員が生じたときは、これを補充することができる。ただし、理事会で業務執行に支障がないと認めるときは、この限りでない。補充を行う場合の選出の方法は、第15条の規定に基づくものとし補充された理事の任期は前任者の残任期間とする。

(任期満了)

第16条 任期満了した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なおその職務を行う。

(理事の職務)

第17条 理事は、本会を代表し会務を総括する。また総会、例会および理事会を招集し、会務の報告および議事の審議を行う。

2. 副理事は、理事長を補佐し理事長事故あるときにはその職務を代行する。

3. 会計理事は、理事の職務を行うほか本会の財産を管理し、会計業務を処理する。

4. 監查理事は、理事の業務を行うほか本会の財産および会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

5. 理事は、理事長および副理事長と協力し会務を処理する。またそれぞれの部会および委員会を組織し、部会事業の審議および議決をおこなう。

第18条 本会の発展のため必要あるときは、本会に名誉会員、顧問および相談

役を理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

2. 名誉会員は、かつて本会に属した者で本会および業界の発展に貢献し特に功績顕著であったもの。

3. 顧問(学識者経験者)。

4. 相談役は、本会および業界発展のために特に功労のあったもの。

5. 理事長は、名誉会員、顧問および相談役を必要に応じて諸会議に出席を求めて意見を徴することができる。

## 第5章 会議

第19条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に会議の目的事項、日時および場所を示して理事長が招集開催し、その議長となる。

3. 臨時総会は、次の場合理事長が招集する。

(1) 重要事項の生じたとき

(2) 理事会が必要と認めたとき

(3) 会員の3分の1以上から会議の目的を示して請求のあったとき

4. 総会において諮るべき議案で緊急を要する事項が生じたときは、理事長は、理事会に諮り、会員に対し書面によって賛否を問い、臨時総会の開催に代えることができる。

5. 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立し、その議事は出席者議決権の過半数の議決により決する。なお可否同数にときは、議長が決するところによる。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、会則で定めるもののほか、下記の事項を附議する。

(1) 事業報告および収支決算

(2) 事業計画および収支予

(3) その他理事会が必要と認めた事項

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録には、開際日の日時、会員の総数および出席者数ならびに議事経過の要約および議決の結果を記載し、議長およびその会議において選出された議事録署名人2名が署名捺印する。

2. 理事会は、理事長、副理事長、および理事を以って構成し、毎回定め

られた日時に開催するみにとする。

3. 理事会の議事は出席理事の過半数の議決により決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 理事は、やむをえない事情があるときは、おらかじめ通知のあった事項について書面により理事会の議決に加わることができる。

(総会の議決事項)

第 23 条 理事会は、会則で定めるもののほか、次の事項を掌理議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 部会および委員会に提案する事項

(3) 総会において理事会に委任された事項

(4) その他本会の運営に関して理事長が必要と認めた事項

(理事会における議事録)

第 24 条 理事会の議事録については、第 21 条の規定を準用するものとする。

## 第 6 章 部会および委員会

(部会)

第 25 条 本会は、その事業運営に関し必要な業種別、専門別およびそのた部会を設けることができる。

2. 部会および副部会は、理事の中から推せんし、理事長が委嘱する。

(委員会)

第 26 条 理事会は、必要と認めたときは、部会の中に委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は理事、会員、会員企業または学識経験者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3. 委員会の委員のうち委員長 1 名および副委員長 1 名とする。

4. 委員会は、必要に応じ委員長が招集しその議長つなる。

5. 委員会は、理事会の諮問に応じ、またはその部門に属する事項に関し理事長に意見を具申する。

## 第 7 章 資産および事業年度

(資産)

第 27 条 本会の資産は、次ぎのとおりとする。

- (1) 寄付財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 事業にともなう収入
- (4) その他の収入

第 28 条 本会の経費は、資産から支弁する。

第 29 条 入会金および会費の徴収方法は、理事会においてさだめる。

(事業年度)

第 30 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

[附 則]

但、平成 16 年度は 5 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終えるものとする。

## 第 8 章事務局

第 31 条 本会の事務を処理するため所要の職員を置く。

第 32 条 事務局および職員に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第 9 章会則変更および解散

(会則変更)

第 33 条 本会則は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2. 変更した会則は、前項の規定により議決されたときより施行する。

(解散)

第 34 条 本会の解散は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2. 本会の清算人は、理事とし、代表清算人は理事長とする。ただし総会の議決により別に清算人を選任することができる。

第 35 条 本会が解散したときの残余財産は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

## 第 10 章雑則

(細則)

第36条 この会則で定めるもののほか、本会の運営にかんし必要な事項は、細則で定める。

2. 細則の制定および変更は、理事会の出席理事の3分の2以上の議決を経て行うものとする。

(施行期日)

第37条 本会即ち、昭和44年5月17日から施行する。

昭和44年5月17日 制定

昭和49年5月18日 改正

昭和51年6月12日 改正

昭和52年6月11日 改正

昭和53年6月3日 改正

昭和55年6月17日 改正

昭和58年6月25日 改正

昭和60年4月12日 改正

昭和61年6月28日 改正

平成2年1月26日 改正

平成2年6月29日 改正

平成3年6月21日 改正

平成7年6月23日 改正

平成15年6月20日 改正

平成16年6月11日 改正

附則

〔慶弔規定〕

第1条 本会は、会員(本会へ届出た代表者をいう。以下同じ)の慶弔事に関しては、この規定によるものとする。

慶の部

(1) 会員が国家もしくは地方庁より顕彰されたとき、またはそのた慶事があつた場合実現に即して慶祝の意を表する。

(2) 本会または業界の発展に尽した功績の顕著な者の対し、理事会の議決を経て褒章することができる。

(3) 結婚

会員、理事または委員のときは、10,000 円を贈呈する。

(4)理事または委員の退任または辞任したときは、現実に即して感謝の意を表す。

弔の部

会員に不幸のあったときは、下記区分に従い弔慰金を供し哀悼の意を表す。

(1)会員死亡のときは、慶弔金として金 10,000 円および楹 1 対を贈り、全会員に通知する。

(2)会員の父母、子弟または配偶者の死亡のときは、弔慰金として金 10,000 円および楹 1 対を贈る。

(3)本会に功労のあった理事、委員または会員が死亡のときは、理事会の議決により特別の考慮をすることができる。前理事、前委員、前会員（会員の前代表者をいう。）についても本規定を準用する。

(4)会員の火災、風水害等にたいしては、現実に即して見舞金または会費の軽減措置を講ずることができる。

第 2 条 この規定による慶弔に対しては、一切返礼を行わない。

第 3 条 その他理事会において必要と認めた場合は、現実に即して措置をとることができる。

第 4 条 事務局員についても本規定を準用する。

第 5 条 本規定は、理事会の議決により改正することができる。

〔褒章規定〕

第 1 条 附則慶の部(2)に定める褒章に関しては、この規定によるものとする。

第 2 条 本会の褒章は別に定める褒章審査基準によって三役会の審査を経て、理事会に附議し、出席理事の 3 分の 2 以上の議決により決する。

第 3 条 功労表彰は、次のとおりとする。

(1)本会の会員(本会へ届出た代表者をいう。以下同じ)、理事、委員または事務局員であって、本会の発展に尽した功労が顕著な者

(2)本会の会員従業員であって、本会または業界の発展に尽した功績が顕著であり所属会員が推薦した者

(3)その他の褒章(会員企業等)

附則

1. 本規定は、昭和 58 年 6 月 25 日から施行する。

2. 本規定は、施行当日現役以外の者であっても、本規定を適用して褒章することができる。

〔会費規定〕

第 1 条 第 1 条 会則第 8 条(2)及び第 9 条に定める入会金および会費に関しては、この規定によるものとする。

第 2 条 入会金は、100,000 円とする。

第 3 条 会費は、月額次のとおりとし、6 ヶ月分一括年 2 回徴収する。

(1) 社員数 5 名以下の企業 5,000 円

(2) 社員数 6 名以上 9 名以下の企業 6,000 円

(3) 社員数 10 名以上 19 名以下の企業 7,000 円

(4) 社員数 20 名以上 29 名以下の企業 8,000 円

(5) 社員数 30 名以上 39 名以下の企業 9,000 円

(6) 大阪府に支店、営業所、出張所等のある企業および在阪企業の中資本金 1 億円以上の企業であって社員数が 49 名以下の企業 9,000 円

(7) 社員数 50 名以上 99 名以下の企業 10,000 円

(8) 社員数 100 名以上の企業 12,000 円

なお、平成 3 年 5 月分から適用する。